

国家戦略特区を活用した 航空・観光・物流人材の育成・活用について

資料

| | |
|---------------------------|----|
| 技能実習制度を活用した航空・観光・物流人材等の育成 | 5 |
| 在留資格等緩和による航空・観光・物流人材等の活用 | 15 |

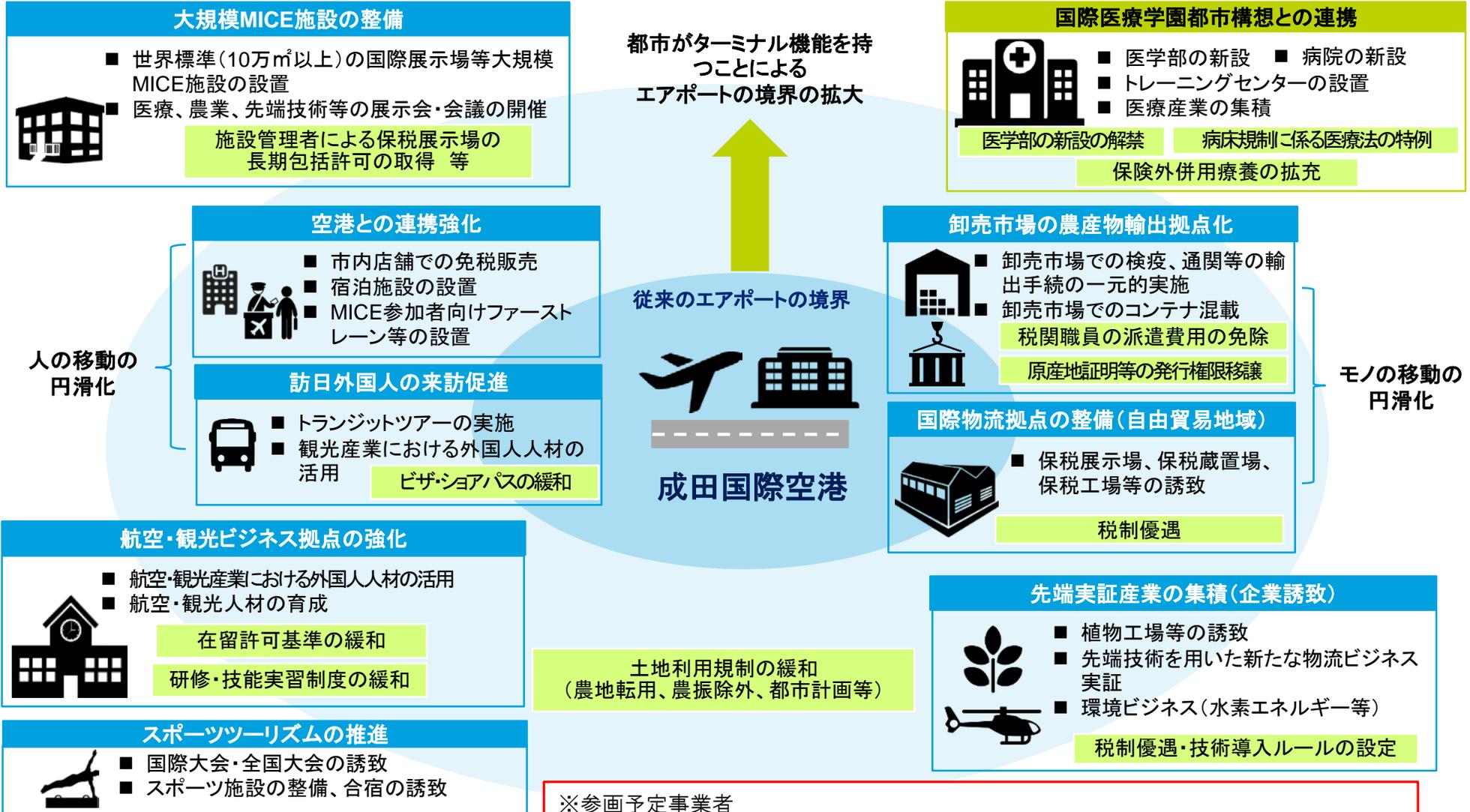
成田市

平成26年11月20日



成田国際空港と都市との融合により、世界最先端の産業に触れ、洗練されたレジャー・文化を堪能できる世界の結節点

主な規制改革事項



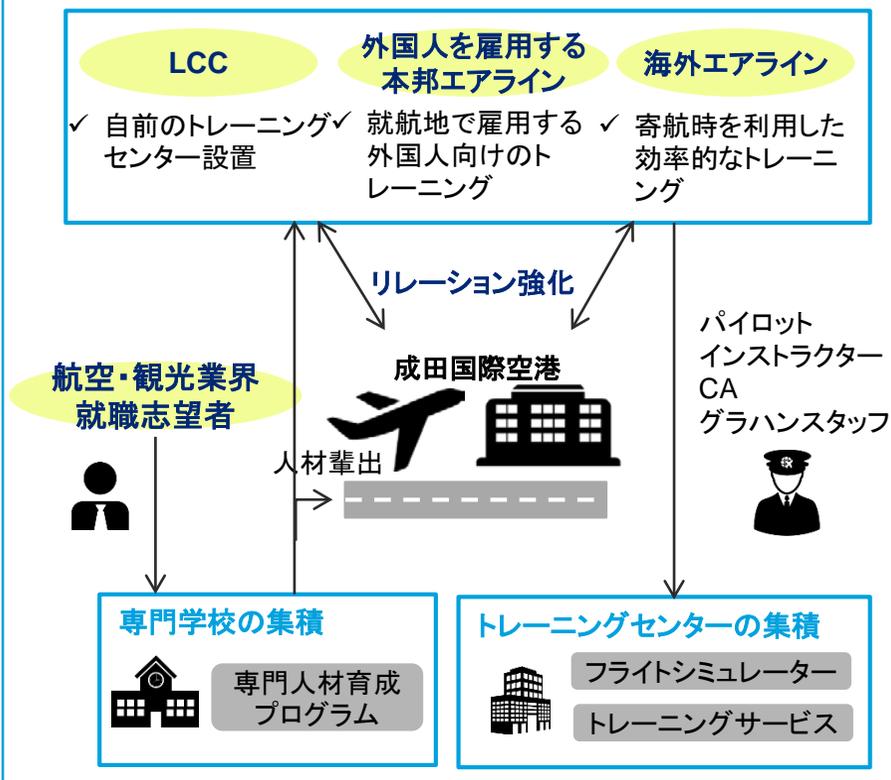
※参画予定事業者
成田国際空港(株)、日本航空、全日本空輸、ジェットスター・ジャパン、ハニラ・E7 等

航空・観光産業のトレーニング機能を集積し、成田空港への航空会社の取り込みを加速させる

航空・観光ビジネス拠点集積の事業概要

実現イメージ

- 航空、観光ビジネス人材のトレーニング拠点を集積し、空港利用・滞在の増加を促すことで、成田空港の世界的なプレゼンス向上を見込む



技能実習制度を用いた航空・観光・物流人材の育成につき、区域計画(素案)でも言及されている

東京圏 国家戦略特別区域計画(素案)

I. 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

とともに、航空・観光・物流業務に関わる技能実習制度の対象職種及び期間の拡大について検討して結論を得る。

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、検討・調整を行い、次回以降の区域会議において結論を得る。

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、東京圏国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進めて結論を得る。

(3) 創業人材等高度外国人材の受入れ推進

- 外国人による起業やクールジャパン等を推進するため、投資最低基準(500万円)を引き下げ、法令への記載など透明性を高めるとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、**創業人材やクールジャパンなどに関わる高度外国人材の受入れ、留学生の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する**

技能実習制度を活用した航空・観光・物流人材等の育成

国家戦略特区における規制の特例事項案

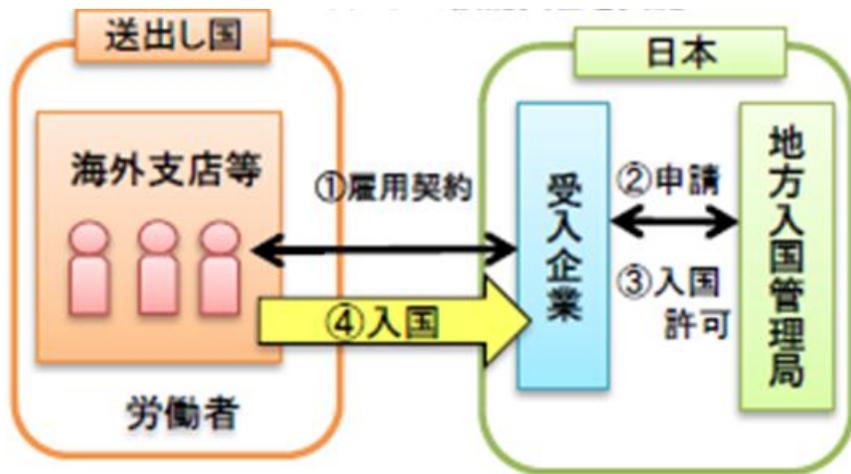
| | | |
|-------------------------------|--|--------------|
| <p>グラハン業務の技能実習対象職種への追加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(厚生労働大臣公示)の別表「技能実習2号移行対象職種」に、「区域計画に定められたグラウンドハンドリング業務」を含める。 ■ また、具体的な作業内容としては、「ランプサービス作業」、「貨物・郵便取扱作業」等とする | <p>企業単独型</p> |
| <p>航空貨物取扱業務の技能実習対象職種への追加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(厚生労働大臣公示)の別表「技能実習2号移行対象職種」に、「区域計画に定められた航空貨物取扱業務」を含める。 ■ また、具体的な作業内容としては、「フォークリフト運転作業」、「陸上荷役・運搬作業」、「倉庫作業」、「製品包装作業」等とする | |
| <p>ホテルスタッフ業務の技能実習対象職種への追加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(厚生労働大臣公示)の別表「技能実習2号移行対象職種」に、「区域計画に定められたホテルスタッフ業務」を含める。 ■ また、具体的な作業内容としては、「ベル業務」、「フロント業務」、「レストランサービス業務」等とする | <p>団体監理型</p> |
| <p>介護業務の技能実習対象職種への追加</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(厚生労働大臣公示)の別表「技能実習2号移行対象職種」に、「区域計画に定められた介護業務」を含める。 | |
| <p>技能実習受入れ期間の延長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(厚生労働大臣公示)の「Ⅱ 各論 1 技能実習の期間」において、「(1) 技能実習の期間は、技能実習1号と技能実習2号の期間を合わせて3年以内とする。」を「(1) 技能実習の期間は、技能実習1号と技能実習2号の期間を合わせて3年以内とし、区域計画に定められた場合は5年以内とする。」に変更する。 | <p>共通</p> |

受入機関のタイプに応じ、企業単独型と団体監理型の2種類の手法がある

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

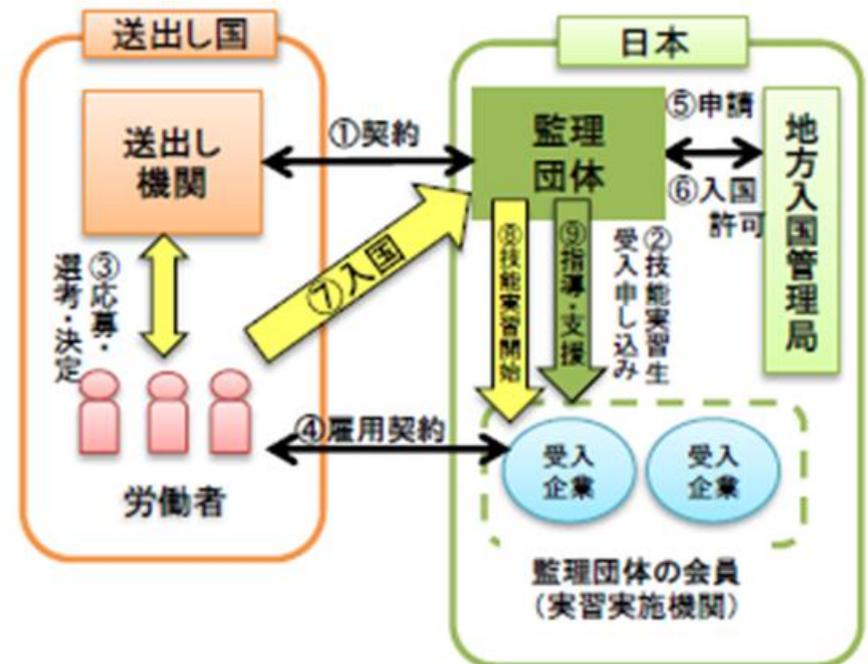
企業単独型

- 本邦の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施
- 在留資格の区分は以下の通り
 - 入国1年目: 「技能実習1号イ」
 - 入国2-3年目: 「技能実習2号イ」



団体監理型

- 商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習を実施
- 在留資格の区分は以下の通り
 - 入国1年目: 「技能実習1号ロ」
 - 入国2-3年目: 「技能実習2号ロ」

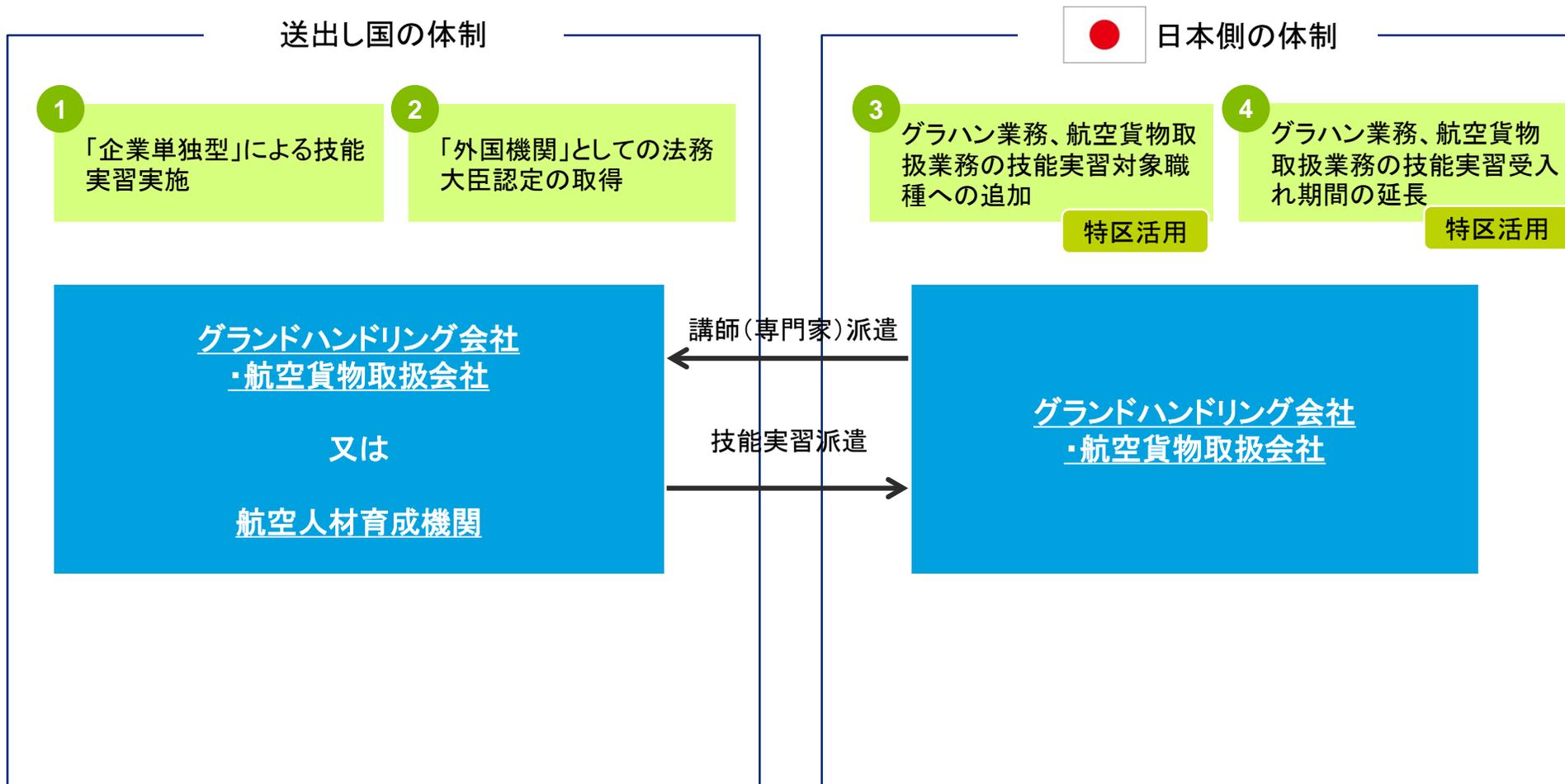


技能実習制度(企業単独型)を活用し、グラハン要員、航空貨物取扱業務要員の育成・活用を図る

グラハン要員、航空貨物取扱業務要員の育成・活用スキーム案

技能実習制度による対応

海外企業または人材育成機関にて基礎研修実施の後、日本での技能実習を実施

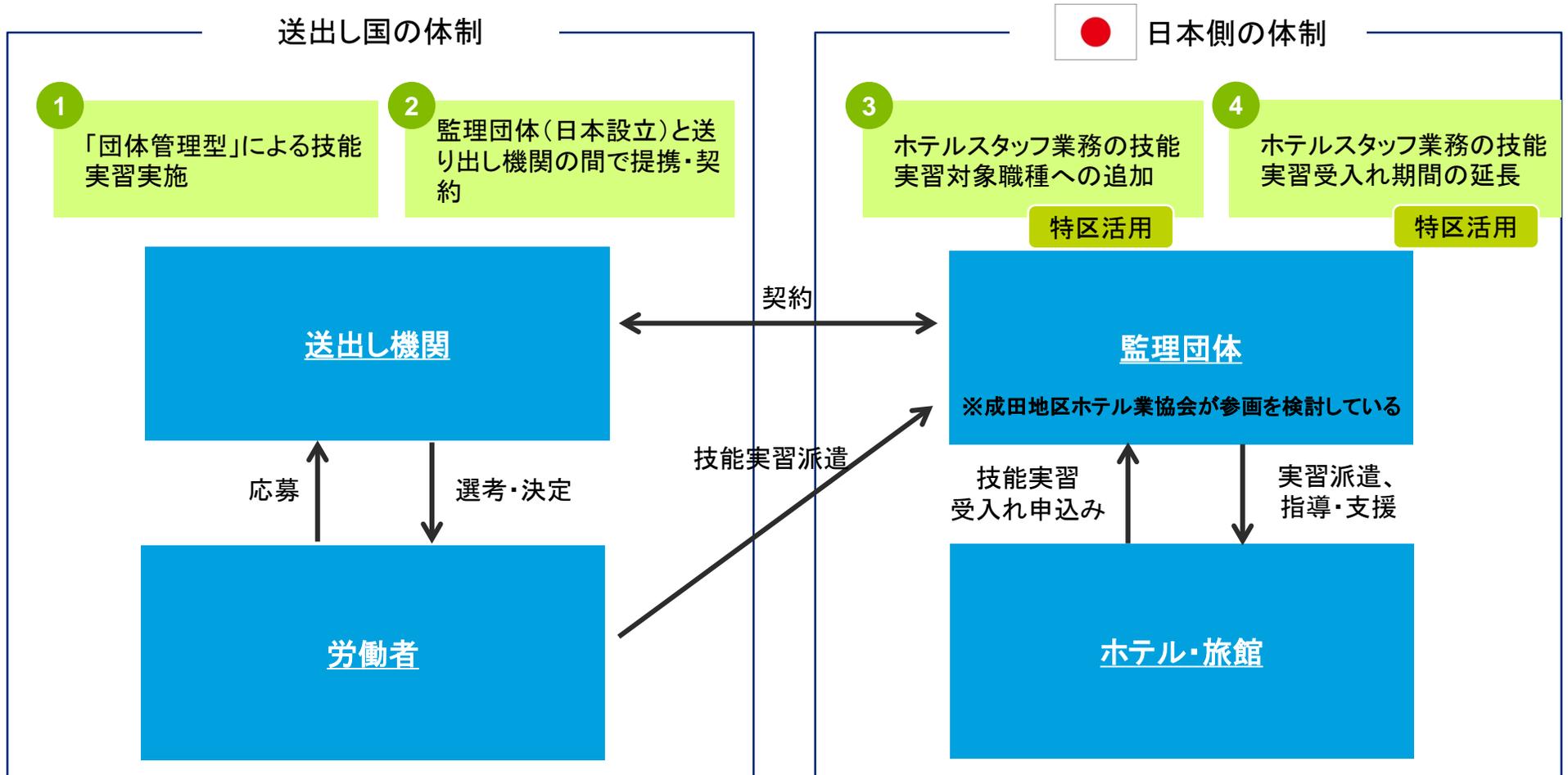


技能実習制度(団体監理型)を活用し、ホテルスタッフ業務要員の育成・活用を図る

ホテルスタッフ業務要員の育成・活用スキーム案

技能実習制度による対応

海外企業または人材育成機関にて基礎研修実施の後、日本での技能実習を実施



(参考)技能実習2号移行対象職種 68職種126作業

1 農業関係 (2職種5作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------|-------|
| 耕種農業* | 施設園芸 |
| | 畑作・野菜 |
| 畜産農業* | 養豚 |
| | 養鶏 |
| | 酪農 |

2 漁業関係 (2職種9作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------|---------------|
| 漁船漁業* | かつお一本釣り漁業 |
| | まぐろはえ縄漁業 |
| | いか釣り漁業 |
| | まき網漁業 |
| | 底曳網漁業 |
| | 流し網漁業 |
| | 定置網漁業 |
| | かに・えびかご漁業作業 |
| 養殖業* | ホタテガイ・マガキ養殖作業 |

3 建設関係 (21職種31作業)

| 職種名 | 作業名 |
|------------|------------------------------------|
| さく井 | パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業 |
| 建築板金 | ダクト板金作業 |
| 冷凍空調和機器施工 | 冷凍空調和機器施工作業 |
| 建具製作 | 木製建具手加工作業 |
| 建築大工 | 大工工事作業 |
| 型枠施工 | 型枠工事作業 |
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て作業 |
| とび | とび作業 |
| 石材施工 | 石材加工作業 石張り作業 |
| タイル張り | タイル張り作業 |
| かわらぶき | かわらぶき作業 |
| 左官 | 左官作業 |
| 配管 | 建築配管作業 プラント配管作業 |
| 熱絶縁施工 | 保温保冷工事作業 |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 |
| | 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業 |
| サッシ施工 | ビル用サッシ施工作業 |
| 防水施工 | シーリング防水工事作業 |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業 |
| ウェルポイント施工 | ウェルポイント工事作業 |
| 表装 | 壁装作業 |
| 建設機械施工* | 押土・整地作業 |
| | 横込み作業 |
| | 掘削作業 |
| | 締固め作業 |

4 食品製造関係 (7職種12作業)

| 職種名 | 作業名 |
|--------------------|-----------------------|
| 缶詰巻締* | 缶詰巻締 |
| 食鳥処理加工業* | 食鳥処理加工作業 |
| 加熱性水産加工 食品製造業* | 節類製造 |
| | 加熱乾製品製造 |
| | 調味加工品製造 |
| | くん製品製造 |
| 非加熱性水産加工 食品製造業* | 塩蔵品製造 |
| | 乾製品製造 |
| | 発酵食品製造 |
| | 水産練り製品製造 |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造 作業 |
| パン製造 | パン製造作業 |

5 繊維・衣服関係 (11職種20作業)

| 職種名 | 作業名 |
|-------------|----------------------|
| 紡績運転* | 前紡工程作業 |
| | 精紡工程作業 |
| | 巻糸工程作業 |
| | 合燃糸工程作業 |
| 織布運転* | 準備工程作業 |
| | 製織工程作業 |
| | 仕上工程作業 |
| 染色 | 糸浸染作業 |
| | 織物・ニット浸染作業 |
| ニット製品製造 | 靴下製造作業 丸編みニット製造作業 |
| たて編ニット生地製造* | たて編ニット生地製造作業 |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供既製服製造作業 |
| 紳士服製造 | 紳士既製服製造作業 |
| 寝具製作 | 寝具製作作業 |
| カーペット製造* | 織じゅうたん製造作業 |
| | タフテッドカーペット製造作業 |
| | ニードルパンチカーペット製造 作業 |
| 帆布製品製造 | 帆布製品製造作業 |
| 布はく縫製 | ワイシャツ製造作業 |

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

| 職種名 | 作業名 |
|--------------|-----------------|
| 鋳造 | 鋳鉄鋳物鋳造作業 |
| | 非鉄金属鋳物鋳造作業 |
| 鍛造 | ハンマ型鍛造作業 |
| | プレス型鍛造作業 |
| ダイカスト | ホットチャンパダイカスト作業 |
| | コールドチャンパダイカスト作業 |
| 機械加工 | 旋盤作業 |
| | フライス盤作業 |
| 金属プレス加工 | 金属プレス作業 |
| 鉄工 | 構造物鉄工作業 |
| 工場板金 | 機械板金作業 |
| めっき | 電気めっき作業 |
| | 溶融亜鉛めっき作業 |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理作業 |
| 仕上げ | 治工具仕上げ作業 |
| | 金型仕上げ作業 |
| | 機械組立仕上げ作業 |
| | 機械検査作業 |
| 機械検査 | 機械検査作業 |
| 機械保全 | 機械系保全作業 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 |
| 電気機器組立て | 回転電機組立て作業 |
| | 変圧器組立て作業 |
| | 配電盤・制御盤組立て作業 |
| | 開閉制御器具組立て作業 |
| プリント配線板製造 | 回転電機巻線製作作業 |
| | プリント配線板設計作業 |
| | プリント配線板製造作業 |

7 その他 (10職種22作業)

| 職種名 | 作業名 |
|------------|--------------|
| 家具製作 | 家具手加工作業 |
| 印刷 | オフセット印刷作業 |
| 製本 | 製本作業 |
| | 圧縮成形作業 |
| プラスチック成形 | 射出成形作業 |
| | インフレーション成形作業 |
| | ブロー成形作業 |
| 強化プラスチック成形 | 手積み積層成形作業 |
| 塗装 | 建築塗装作業 |
| | 金属塗装作業 |
| | 鋼橋塗装作業 |
| | 噴霧塗装作業 |
| 溶接* | 手溶接 |
| | 半自動溶接 |
| 工業包装 | 工業包装作業 |
| 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱打抜き作業 |
| | 印刷箱製箱作業 |
| | 貼箱製造作業 |
| | 段ボール箱製造作業 |
| 陶磁器工業製品製造* | 機械ろくろ成形作業 |
| | 圧力鑄込み成形作業 |
| | パッド印刷作業 |

技能実習の対象職種の拡大及び受入れ期間の拡大について法務省において議論されている

技能実習対象業種の拡大に関する検討状況

技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆実習期間

(指摘されている問題点)

- ・高度な技術を修得した優れた技術者・技能者を育成するという制度の目的を達することが困難

(現行制度)

- ・技能実習期間は技能実習1号(1年)と技能実習2号(2年)を併せて最大3年間とされており、期間の延長や再技能実習は認められていない

○見直しの検討方向性

実習期間の延長(又は再技能実習)の実施

- ・適正化へのインセンティブの一つとして優良受入れ機関で実習する一定の要件を満たす技能実習生へ、より高度な技能実習を行うための2年程度の実習期間の延長又は再実習
- ・日本語検定等で評価できる場合には講習期間を短縮可能とすることを検討

☆受入れ人数

(指摘されている問題点)

- ・中小企業では社員数の調整が難しく、受入れ人数枠が限定されている

(現行制度)

- ・受入れ人数枠は、実習実施機関の常勤職員の数に応じて定められており、常勤職員数が50人以下の実習実施機関は一律3人まで、51人以上100人以下の実習実施機関は6人まで等とされている

受入れ人数の上限の見直しの実施

- ・制度趣旨を踏まえつつ、常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定
- ・適正化へのインセンティブの一つとして優良な受入れ機関への付加的な人数増を認めるインセンティブの導入

☆対象職種

(指摘されている問題点)

- ・技術革新に伴う職種の変化等に対応できていない
- ・送出国等のニーズに十分対応できていない

(現行制度)

- ・技能実習2号に移行するためには、基礎2級の技能検定試験等が整備されている職種・作業に限定されている(68職種126作業)

対象職種の拡大の実施

- ・制度趣旨を踏まえた上で介護等の分野の2号移行対象職種の拡充
- ・多能工化ニーズへの対応
- ・拡充する職種の特性に対応した新たな受入要件の設定

(出所)「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」

11 (平成26年6月第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会)

外国人技能実習制度の対象期間拡大につき、これまでも多くの要望が寄せられている

技能実習期間の延長に関する要望

| 要望主体 | 要望内容 |
|-----------------------------|--|
| (社)日本経済団体連合会 (平成25年3月2日) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 期間(1号及び2号, 合計3年)が終了し, 一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が, より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため, 更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設すべきである ■ その際, 技能実習生は, 専門職として技能検定に合格したものに限定し, また, 実施機関についても, 当該実習生が1号及び2号で技能を修得した同一の機関でかつ新たに創設する優良機関認定制度で優良と認められた機関(企業単独型及び団体監理型とも)に限定するものとする。 |
| 大阪商工会議所 (平成25年6月21日) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人研修・技能実習制度における技能実習期間は最長3年で再延長の制度がなく, 高度な技術取得により優れた技術者・技能者を育成するという当該制度の目的を達することが困難であり, 実習生・雇用する中小企業双方にとって効果が限定的となっている。 ■ そこで, 技能実習期間を10年程度まで延長するよう検討されたい。さらに, 中小ものづくりを支える有能な技術者・技能者を確保するため, 同制度終了後, 例えば中央職業能力開発協会などが実施する技能検定で一定水準以上の技能・技術・知識を修めた者については, 就労資格を与えるなど優遇制度を創設されたい。 |

(出所)「技能実習制度の見直しについて」法務省(平成25年10月)

グランドハンドリング業務を構成する作業

グランドハンドリング業務 (IATA Standard Ground Handring Agreement より)

| | |
|-----------|--|
| 空港代表業務 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 空港オーソリティ等関係部署との調整業務 |
| 旅客サービス | <ul style="list-style-type: none"> ■ 航空旅客の搭乗手続き・航空券購入・乗り継ぎ支援 |
| ランプサービス | <ul style="list-style-type: none"> ■ マーシャリング(航空機を駐機場場に誘導する) ■ ボーディング・ブリッジ(搭乗橋/PBBの操作) ■ 機体のプッシュバック(機体を車によってバックさせる) ■ 機体のトーイング(機体を牽引車によって移動させる) ■ 手荷物と貨物の搭降載 ■ 機内の清掃 ■ 手荷物の仕分け ■ 汚水処理や水の供給 ■ 降雪のある空港での機体除雪(凍結防止剤の噴霧) |
| ロードコントロール | <ul style="list-style-type: none"> ■ 航空機の重量・重心位置の管理 |
| 貨物・郵便取扱 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 貨物や郵便の受託と引渡し ■ 貨物と郵便の仕分け ■ ULD(コンテナなど)への貨物の組み付けや、ULDからの解体 |
| セキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保安関連業務 |
| 航空機整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 機体外部の洗淨 ■ 機体整備補助 ■ センダー業務 |

航空貨物取扱業務を構成する作業

航空貨物取扱業務

| | |
|-----------------|--|
| フォークリフト運転 作業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 貨物や郵便の積卸、取扱 ■ フォークリフトの運転 |
| 陸上荷役・運搬 作業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 物品の輸送・保管の際の積卸 ■ 倉庫への仕分け、入出庫作業 |
| 倉庫作業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 倉庫内での荷物の運搬・整理 ■ 倉庫内での荷物の仕分け ■ 倉庫内での荷物のチェック |
| 製品包装作業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 製品の包装 ■ 製品の梱包 |
| 保管蔵置作業 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通関手続終了後の貨物を運搬 ■ 空港外への貨物の運搬 |

ホテルスタッフ業務を構成する作業

ホテルスタッフ業務

| | |
|-----------------|--|
| フロント業務 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 予約等の受付 ■ チェックイン・チェックアウト対応 ■ 宿泊者への様々な対応 |
| ベル業務 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 宿泊者の案内(館内・館外) ■ 宿泊者への施設・設備の説明 ■ 宿泊者のチェックイン・チェックアウトの際に客の荷物を部屋やロビーまで運ぶ |
| レストランサービス 業務 | <ul style="list-style-type: none"> ■ レストランでの食事客の案内 ■ ハラール、ベジタリアン対応 ■ 食事時の各種サービス ■ 料理に関する説明、対応 |

在留資格等緩和による航空・観光・物流人材等の育成・活用

航空会社等より在留資格緩和に関する具体的要望があがってきている

航空・観光・物流人材に関する在留資格等規制改革要望(途中段階)

| 対象職種 | 規制緩和要望 | 規制改革についての特例措置の妥当性 |
|----------------|--|--|
| パイロット | <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 航空機パイロットにおける技能ビザ取得の実務経験要件を、1,000時間から300時間に緩和する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「1,000時間以上の飛行経験を有する外国人操縦士は減少しており、資格を取得した段階の新人を雇用し、社内訓練することができれば乗員不足解消が見込まれる」(航空会社) |
| CA等、ホテル、航空貨物取扱 | <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「人文知識・国際業務」における専修学校の卒業要件に「見込み」も加える <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「人文知識・国際業務」内に、CA、グランドスタッフ業務、ホテル・旅館業務を位置づける ■ 「技能」内に、グランドハンドリング業務、航空貨物取扱業務を位置づける <p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 在留資格に新たに「国際航空業務」、「ホテル・旅館業務」、「航空貨物取扱業務」を追加する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「卒業単位を全て取得済みでありながら、卒業式が終わるまで待つ必要があり、即戦力にも関わらず、短時間のアルバイトでしか就労できない」(航空会社) ■ 「客室乗務員、グランドスタッフは、航空会社にて採用後、十分な訓練、社内教育を行った後就労することになるため、採用時における経験・知識はさほど重視されず、日本語能力試験(JLPT)など語学能力について確認できれば問題ない」(航空会社) ■ 「今後、英語以外の言語の対応が求められる中、現在の外国人在留資格の要件では、ホテル業の接客は対象となっておらず、採用ができない」(ホテル) |
| 共通 | <p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業内転勤の対象範囲を海外グループ会社に拡大する <p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 家族滞在の在留資格において週28時間の就労労働制限時間を撤廃する <p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人の年金二重負担を防止するための社会保障協定発効国を拡大する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 「海外のグループ会社からの人材受入れが多く、ビザ取得までに時間がかかることが問題である。」(航空会社) ■ 「パイロットの配偶者の方でもプロフェッショナルな仕事を持っている方は多く、配偶者がワークパミットを持っていれば、外国人採用の際の後押しになるのではないかと」(航空会社) ■ 「社会保障協定のない国籍の者については、将来年金を受給する見込みのない期間限定での滞在のため、年金に加入しなければならない理由がない」(航空会社) |

3 現行ではCA、グランドスタッフに対し、学歴要件、報酬面で高いハードルが設けられており、ホテル・旅館業務についての記載はない

法務省が提示する「人文知識・国際業務」で認められる航空人材の要件（観光人材についての記載はなし）

「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

平成20年3月
法務省入国管理局

「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格については、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます。）別表第一の二の表の下欄に該当する活動の内容が規定されており、法務省令において、これらの在留資格により本邦に上陸しようとする外国人が適合すべき基準が規定されているところ、申請者の予見可能性を高めるとともに、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図る観点から、以下のとおり、これらの在留資格の下で行うことができる業務として、典型的なものの事例を公表します。

（略）

2 「人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

(1) 「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

当該在留資格に該当する活動は、入管法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄において、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定されており、(2)以下に典型的な事例を挙げますが、前提として、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

(2) 典型的な事例

（略）

○ 国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事するもの。

（略）

○ 経営学を専攻して本邦の大学を卒業し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、国際線の客室乗務員として、緊急事態対応・保安業務のほか、乗客に対する母国語、英語、日本語を使用した通訳・案内等を行い、社員研修等において語学指導などの業務に従事するもの。

※ホテル・旅館業務に関する記載なし

（出所）法務省Webサイト

「技能」の対象業務として、グランドハンドリング業務、航空貨物取扱業務は明示されていない（パイロットについては明示されている）

「技能」の対象となる業務

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
(平成二年五月二十四日法務省令第十六号)

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする

| 活動 | 基準 |
|-------------------------|--|
| 法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動 | <p>申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの（第九号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 当該技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者（略）</p> <p>二 外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年（当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあつては、五年）以上の実務経験（外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>三 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> |

四 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該加工に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

五 動物の調教に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

六 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

七 航空機の操縦に係る技能について千時間以上の飛行経歴を有する者で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの

八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの

九 ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供（以下「ワイン鑑定等」という。）に係る技能について五年以上の実務経験（外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するもの

イ ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会（以下「国際ソムリエコンクール」という。）において優秀な成績を収めたことがある者（略）

4 在留資格の中で「国際航空業務」「ホテル・旅館業務」「航空貨物取扱業務」については現状規定されていない

就労が可能な入管法別表第一の二における在留資格

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
|---------|--|
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。) |
| 法律・会計業務 | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 |
| 医療 | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 |
| 研究 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。) |
| 教育 | 本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 |
| 技術 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。) |

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 |
|-----------|--|
| 人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。) |
| 企業内転勤 | 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 |
| 興行 | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。) |
| 技能 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 |
| 技能実習 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 |